

令和6年2月8日

令和6年松本市議会  
2月定例会議案説明書

( 1 )

松本市長 臥雲義尚

令和6年松本市議会2月定例会  
提出議案総括表

1 議案

区分	件数	内容
条例	42件	○制定 4件 ・松本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例 ・松本市発達障がい児等の支援に関する条例 ・松本市農業振興施設整備基金条例 ・松本市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例 ○改正 38件
予算	32件	○5年度補正予算 ・一般会計 ・特別会計 11件 ・公営企業会計 4件 ○6年度予算 ・一般会計 ・特別会計 9件 ・公営企業会計 6件
契約	2件	○締結 ・令和5年度松本市波田扇子田運動公園移設整備事業公園整備工事の請負 ○議決更正 ・国宝旧開智学校校舎耐震補強主体工事の請負
財産	3件	○処分 ・波田扇子田運動公園用地 ○譲渡 ・梓川地場産品直売センター ・農機具倉庫
道路	1件	○市道認定
その他	11件	○訴えの提起 ○公の施設の指定管理者の指定等 9件 ○包括外部監査契約の締結
専決処分	6件	○5年度補正予算 ・一般会計 ・特別会計 2件 ・公営企業会計 2件 ○契約 ・松本市立菅野小学校長寿命化改良事業第2期主体工事の請負
計	97件	_____

2 報告

- (1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 2件

# 目 次

議案番号	件 名
第 1 号	松本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例
第 2 号	松本市発達障がい児等の支援に関する条例
第 3 号	松本市農業振興施設整備基金条例
第 4 号	松本市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例
第 5 号	松本市地域排水施設事業の設置等に関する条例
第 6 号	松本市上高地観光施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第 7 号	松本市女性センター条例の一部を改正する等の条例
第 8 号	松本市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例
第 9 号	松本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例
第 10号	松本市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
第 11号	松本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例
第 12号	松本市障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例
第 13号	松本市社会就労センター条例の一部を改正する条例
第 14号	松本市介護保険条例の一部を改正する条例
第 15号	松本市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例
第 16号	松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第 17号	松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第 18号	松本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
第 19号	松本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
第 20号	松本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第 21号	松本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
第 22号	松本市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 第23号 松本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第24号 松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 第25号 松本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第26号 松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 第27号 松本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第28号 松本市保健センター条例の一部を改正する条例
- 第29号 松本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 第30号 松本市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第31号 松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第32号 松本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第33号 松本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第34号 松本市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第35号 松本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例
- 第36号 松本市農村公園条例の一部を改正する条例
- 第37号 松本市梓川地域休養施設条例の一部を改正する条例
- 第38号 松本市梓水苑条例の一部を改正する条例
- 第39号 松本市音楽文化ホール条例の一部を改正する条例
- 第40号 松本市営住宅条例等の一部を改正する条例
- 第41号 松本市手数料条例の一部を改正する条例
- 第42号 松本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第43号 令和5年度松本市一般会計補正予算（第9号）
- 第44号 令和5年度松本市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 第45号 令和5年度松本市霊園特別会計補正予算（第2号）
- 第46号 令和5年度松本市地域排水施設事業特別会計補正予算（第3号）
- 第47号 令和5年度松本市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第48号 令和5年度松本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第49号 令和5年度松本市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第50号 令和5年度松本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 第51号 令和5年度松本市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）

- 第52号 令和5年度松本市市街地駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 第53号 令和5年度松本市奈川観光施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 第54号 令和5年度松本市松本城特別会計補正予算（第3号）
- 第55号 令和5年度松本市上高地観光施設事業会計補正予算（第1号）
- 第56号 令和5年度松本市水道事業会計補正予算（第3号）
- 第57号 令和5年度松本市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第58号 令和5年度松本市病院事業会計補正予算（第3号）
- 第59号 令和6年度松本市一般会計予算
- 第60号 令和6年度松本市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 第61号 令和6年度松本市霊園特別会計予算
- 第62号 令和6年度松本市国民健康保険特別会計予算
- 第63号 令和6年度松本市後期高齢者医療特別会計予算
- 第64号 令和6年度松本市介護保険特別会計予算
- 第65号 令和6年度松本市公設地方卸売市場特別会計予算
- 第66号 令和6年度松本市市街地駐車場事業特別会計予算
- 第67号 令和6年度松本市奈川観光施設事業特別会計予算
- 第68号 令和6年度松本市松本城特別会計予算
- 第69号 令和6年度松本市上高地観光施設事業会計予算
- 第70号 令和6年度松本市地域排水施設事業会計予算
- 第71号 令和6年度松本市水道事業会計予算
- 第72号 令和6年度松本市下水道事業会計予算
- 第73号 令和6年度松本市農業集落排水事業会計予算
- 第74号 令和6年度松本市病院事業会計予算
- 第75号 工事請負契約の締結について（令和5年度松本市波田扇子田運動公園移設整備事業公園整備工事）
- 第76号 工事請負契約の締結について（国宝旧開智学校校舎耐震補強主体工事）の議決更正について
- 第77号 市有財産の処分について（波田扇子田運動公園用地）
- 第78号 市有財産の譲渡について（梓川地場産品直売センター）
- 第79号 市有財産の譲渡について（農機具倉庫）
- 第80号 市道の認定について
- 第81号 訴えの提起について
- 第82号 公の施設の指定管理者の指定について（松本城大手門駐車場）の変更について
- 第83号 公の施設の指定管理者の指定について（美須々屋内運動場 外7施設）の変更について
- 第84号 公の施設の指定管理者の指定について（サッカー場 外2施設）の変更について
- 第85号 公の施設の指定管理者の指定について（アルプス公園 外2施設）の変更について
- 第86号 公の施設の指定管理者の指定について（元町児童館 外2施設）
- 第87号 公の施設の指定管理者の指定について（松本城大手門駐車場）
- 第88号 公の施設の指定管理者の指定について（美須々屋内運動場 外7施設）
- 第89号 公の施設の指定管理者の指定について（サッカー場 外2施設）

- 第90号 公の施設の指定管理者の指定について（アルプス公園 外2施設）
- 第91号 包括外部監査契約の締結について  
（報告）
- 報第1号 令和5年度松本市一般会計補正予算（第8号）
- 報第2号 令和5年度松本市地域排水施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 報第3号 令和5年度松本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 報第4号 令和5年度松本市水道事業会計補正予算（第2号）
- 報第5号 令和5年度松本市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 報第6号 工事請負契約の締結について（松本市立菅野小学校長寿命化改良事業第2期主体工事）

令和 6 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会  
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例	<p>1 地域経済牽引事業に係る承認を得た事業者が地域経済牽引事業の用に供するために取得した家屋等に対する固定資産税の課税を免除するため、必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 対象者 令和5年4月1日以後に地域経済牽引事業に係る承認を受けた事業者</p> <p>(2) 免除する期間 賦課開始年度から3か年度</p> <p>3 施 行 公布の日</p>
第 2 号	松本市発達障がい児等の支援に関する条例	<p>1 発達障がい児や医療的ケア児等及びその保護者に対する支援を総合的に行うインクルーシブセンターの開設に当たり、発達障がい児等への支援に関する基本理念等必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 基本理念に関する規定</p> <p>(2) インクルーシブセンターの設置に関する規定</p> <p>3 施 行 6. 4. 1</p>
第 3 号	松本市農業振興施設整備基金条例	<p>1 農業振興施設の整備を図る事業に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 基金の積立てに関する規定</p> <p>(2) 関係条例の廃止 松本市梓川農産物加工施設運営基金条例</p> <p>3 施 行 公布の日</p>

<p>第 4 号</p>	<p>松本市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例</p>	<p>1 松本市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴い、関係条例を一括改正等するもの</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 松本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例</p> <p>(2) 松本市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</p> <p>(3) 松本市特別会計設置条例</p> <p>(4) 松本市農業集落排水事業分担金徴収条例</p> <p>(5) 松本市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例</p> <p>(6) 松本市下水道事業基金条例</p> <p>(7) 松本市上下水道事業経営審議会条例</p> <p>(8) 松本市水道事業給水条例</p> <p>(9) 松本市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</p> <p>(10) 松本市水道事業分担金等の徴収に関する条例</p> <p>(11) 松本市下水道事業四賀処理区受益者分担に関する条例</p> <p>(12) 松本市下水道事業梓川処理区受益者分担に関する条例</p> <p>(13) 松本市都市計画下水道事業波田処理区受益者負担に関する条例</p> <p>(14) 松本市両島浄化センター運動広場条例</p> <p>(15) 松本市下水道条例</p> <p>(16) 松本市上高地特定環境保全公共下水道条例</p> <p>3 廃止する条例</p> <p>松本市下水道事業に地方公営企業法を適用する条例</p> <p>4 改正の主な内容</p> <p>(1) 地方公営企業法の規定の適用に係る規定の整備</p> <p>(2) 管理者に係る規定の整理</p> <p>(3) 公共下水道事業松本地区計画処理人口 200,610人 → 196,928人</p> <p>(4) 引用条項の整理</p> <p>5 施行 6.4.1</p>
<p>第 5 号</p>	<p>松本市地域排水施設事業の設置等に関する条例</p>	<p>1 松本市地域排水施設事業に地方公営企業法の財務規定を適用することに伴い、松本市四賀戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の全部を改正するもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 地方公営企業法の財務規定の適用に係る規定の追加</p> <p>(2) 四賀地区における戸別合併処理浄化槽の管理等に係る規定の整備</p> <p>(3) 関係条例の改正</p> <p>松本市特別会計設置条例</p> <p>3 施行 6.4.1</p>

第 6 号	松本市上高地観光施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1 地方自治法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 引用条項の整理 3 施 行 6. 4. 1
第 7 号	松本市女性センター条例の一部を改正する等の条例	1 施設の運営方針の変更に伴い、所要の改正をするもの 2 改正する条例 松本市女性センター条例 3 廃止する条例 トライあい・松本条例 4 改正の主な内容 (1) 題名 松本市女性センター条例 → 松本市ジェンダー平等センター条例 (2) 事業 女性を取り巻く諸問題及び相談に関すること。 → 男女を取り巻く諸問題及び相談に関すること。 (3) 関係条例の改正 松本市男女共同参画推進条例 5 施 行 6. 4. 1
第 8 号	松本市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例	1 ジェンダー平等社会の実現に向けて、所要の改正をするもの 2 改正内容 基本的施策に係る規定の整備 3 施 行 6. 4. 1
第 9 号	松本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 利用者の意思決定に対する支援に係る規定の追加 (2) 就労選択支援に係る規定の追加 3 施 行 6. 4. 1等

第10号	松本市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 利用者の意思決定に対する支援に係る規定の追加</p> <p>(2) 就労選択支援に係る規定の追加</p> <p>3 施 行 6. 4. 1等</p>
第11号	松本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 利用者の意思決定に対する支援に係る規定の追加</p> <p>(2) 地域移行支援に係る規定の追加</p> <p>3 施 行 6. 4. 1</p>
第12号	松本市障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 利用者の意思決定に対する支援に係る規定の追加</p> <p>(2) 地域移行支援に係る規定の追加</p> <p>3 施 行 6. 4. 1</p>
第13号	松本市社会就労センター条例の一部を改正する条例	<p>1 施設の廃止及び移転に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 四賀社会就労センターの廃止</p> <p>(2) 奈川社会就労センターの位置 松本市奈川2401番地1 → 松本市奈川2366番地</p> <p>3 施 行 6. 4. 1</p>

第14号	松本市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>1 介護保険法施行令の改正及び介護保険事業計画の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 保険料率の区分 11段階 → 14段階</p> <p>(2) 第1号被保険者の保険料率</p> <table border="1" data-bbox="783 465 1461 1218"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>額</th> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>35,340円</td> <td>第1段階</td> <td>31,550円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>49,470円</td> <td>第2段階</td> <td>47,510円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>53,010円</td> <td>第3段階</td> <td>47,850円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>63,610円</td> <td>第4段階</td> <td>62,420円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>70,680円</td> <td>第5段階</td> <td>69,360円</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>81,280円</td> <td>第6段階</td> <td>83,230円</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>88,350円</td> <td>第7段階</td> <td>90,160円</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>102,480円</td> <td>第8段階</td> <td>104,040円</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>113,080円</td> <td>第9段階</td> <td>117,910円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第10段階</td> <td rowspan="4">127,220円</td> <td>第10段階</td> <td>131,780円</td> </tr> <tr> <td>第11段階</td> <td>145,650円</td> </tr> <tr> <td>第12段階</td> <td>152,590円</td> </tr> <tr> <td>第13段階</td> <td>159,520円</td> </tr> <tr> <td>第11段階</td> <td>134,290円</td> <td>第14段階</td> <td>166,460円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 6.4.1</p>	改正前		改正後		区分	額	区分	額	第1段階	35,340円	第1段階	31,550円	第2段階	49,470円	第2段階	47,510円	第3段階	53,010円	第3段階	47,850円	第4段階	63,610円	第4段階	62,420円	第5段階	70,680円	第5段階	69,360円	第6段階	81,280円	第6段階	83,230円	第7段階	88,350円	第7段階	90,160円	第8段階	102,480円	第8段階	104,040円	第9段階	113,080円	第9段階	117,910円	第10段階	127,220円	第10段階	131,780円	第11段階	145,650円	第12段階	152,590円	第13段階	159,520円	第11段階	134,290円	第14段階	166,460円
改正前		改正後																																																										
区分	額	区分	額																																																									
第1段階	35,340円	第1段階	31,550円																																																									
第2段階	49,470円	第2段階	47,510円																																																									
第3段階	53,010円	第3段階	47,850円																																																									
第4段階	63,610円	第4段階	62,420円																																																									
第5段階	70,680円	第5段階	69,360円																																																									
第6段階	81,280円	第6段階	83,230円																																																									
第7段階	88,350円	第7段階	90,160円																																																									
第8段階	102,480円	第8段階	104,040円																																																									
第9段階	113,080円	第9段階	117,910円																																																									
第10段階	127,220円	第10段階	131,780円																																																									
		第11段階	145,650円																																																									
		第12段階	152,590円																																																									
		第13段階	159,520円																																																									
第11段階	134,290円	第14段階	166,460円																																																									
第15号	松本市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例	<p>1 利用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>介護保険施設サービス等に係る利用者の食費</p> <table border="1" data-bbox="753 1467 1477 1659"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝食1食につき</td> <td>500円</td> <td>530円</td> </tr> <tr> <td>昼食1食につき</td> <td>520円</td> <td>560円</td> </tr> <tr> <td>夕食1食につき</td> <td>520円</td> <td>560円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 6.4.1</p>	単 位	改正前	改正後	朝食1食につき	500円	530円	昼食1食につき	520円	560円	夕食1食につき	520円	560円																																														
単 位	改正前	改正後																																																										
朝食1食につき	500円	530円																																																										
昼食1食につき	520円	560円																																																										
夕食1食につき	520円	560円																																																										
第16号	松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 書面揭示義務の見直し</p> <p>(2) 管理者が兼務できる事業所等の範囲の見直し</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化に係る規定の追加</p> <p>3 施行 6.4.1</p>																																																										

第17号	松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 書面揭示義務の見直し</p> <p>(2) 管理者が兼務できる事業所等の範囲の見直し</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化に係る規定の追加</p> <p>3 施行 6. 4. 1</p>
第18号	松本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 書面揭示義務の見直し</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化に係る規定の追加</p> <p>(3) 介護予防サービス計画の実施状況の把握に係る規定の整備</p> <p>3 施行 6. 4. 1</p>
第19号	松本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 書面揭示義務の見直し</p> <p>(2) 管理者が兼務できる事業所等の範囲の見直し</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化に係る規定の追加</p> <p>3 施行 6. 4. 1</p>
第20号	松本市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 施設長が兼務できる事業所等の範囲の見直し</p> <p>(2) 協力医療機関との連携体制の構築に係る規定の追加</p> <p>(3) 新興感染症発生時等の対応に係る規定の追加</p> <p>3 施行 6. 4. 1</p>
第21号	松本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 協力医療機関との連携体制の構築に係る規定の追加</p> <p>(2) 新興感染症発生時等の対応に係る規定の追加</p> <p>(3) 緊急時等の対応方法の定期的な見直しに係る規定の追加</p> <p>3 施行 6. 4. 1</p>

第22号	松本市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 書面揭示義務の見直し</p> <p>(2) 管理者が兼務できる事業所等の範囲の見直し</p> <p>(3) 協力医療機関との連携体制の構築に係る規定の追加</p> <p>3 施行 6. 4. 1</p>
第23号	松本市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 書面揭示義務の見直し</p> <p>(2) 管理者が兼務できる事業所等の範囲の見直し</p> <p>(3) 協力医療機関との連携体制の構築に係る規定の追加</p> <p>3 施行 6. 4. 1</p>
第24号	松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	<p>1 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 書面揭示義務の見直し</p> <p>(2) 管理者が兼務できる事業所等の範囲の見直し</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化に係る規定の追加</p> <p>3 施行 6. 4. 1等</p>
第25号	松本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 書面揭示義務の見直し</p> <p>(2) 管理者が兼務できる事業所等の範囲の見直し</p> <p>(3) 緊急時等の対応方法の定期的な見直しに係る規定の追加</p> <p>3 施行 6. 4. 1</p>
第26号	松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	<p>1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 書面揭示義務の見直し</p> <p>(2) 管理者が兼務できる事業所等の範囲の見直し</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化に係る規定の追加</p> <p>3 施行 6. 4. 1等</p>

第27号	松本市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 書面揭示義務の見直し</p> <p>(2) 施設長が兼務できる事業所等の範囲の見直し</p> <p>(3) 協力医療機関との連携体制の構築に係る規定の追加</p> <p>3 施行 6. 4. 1</p>
第28号	松本市保健センター条例の一部を改正する条例	<p>1 保健センターの廃止に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>奈川保健センター及び梓川保健センターの廃止</p> <p>3 施行 6. 4. 1</p>
第29号	松本市旅館業法施行条例の一部を改正する条例	<p>1 旅館業法等の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 引用条項の整理</p> <p>(2) 用語の整理</p> <p>3 施行 公布の日</p>
第30号	松本市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 公衆浴場における衛生等管理要領の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 混浴制限年齢</p> <p>10歳 → 7歳</p> <p>(2) 用語の整理</p> <p>3 施行 6. 10. 1等</p>
第31号	松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 医療型児童発達支援及び児童発達支援の一元化に伴う規定の整備</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者が行う自己評価等の実施方法に係る規定の整備</p> <p>(3) 児童発達支援計画の作成等に係る規定の整備</p> <p>3 施行 6. 4. 1等</p>

第32号	松本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 保育所における保育内容の指針を定める者 厚生労働大臣 → 内閣総理大臣 3 施行 公布の日
第33号	松本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 保育所における保育内容の指針を定める者 厚生労働大臣 → 内閣総理大臣 (2) 引用条項の整理 3 施行 公布の日
第34号	松本市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 母子生活支援施設の運営に関する研修を指定する者 厚生労働大臣 → こども家庭庁長官 (2) 保育所における保育内容の指針を定める者 厚生労働大臣 → 内閣総理大臣 3 施行 公布の日
第35号	松本市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	1 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行による学校教育法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 引用条項の整理 3 施行 公布の日
第36号	松本市農村公園条例の一部を改正する条例	1 農村公園の廃止に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 島内農村公園の廃止 3 施行 6. 4. 1

第37号	松本市梓川地域休養施設条例の一部を改正する条例	1 使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 松香寮浴室（1回券・大人（中学生以上））の使用料 450円 → 500円 (2) 屋外活動施設 ア バーベキューハウス（1回・中学生以上）の使用料 260円 → 400円 イ キャンプ場（1泊・中学生以上）の使用料 520円 → 1,000円 3 施行 6.4.1
第38号	松本市梓水苑条例の一部を改正する条例	1 使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 メゾネット洋室（1人1泊）の使用料 8,800円 → 14,300円 3 施行 6.4.1
第39号	松本市音楽文化ホール条例の一部を改正する条例	1 附属機関の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 運営委員会に関する規定の削除 (2) 関係条例の改正 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例 3 施行 6.4.1
第40号	松本市営住宅条例等の一部を改正する条例	1 入居者の資格等の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 連帯保証人の廃止 (2) 同居親族要件に係る特例規定の追加 3 改正する条例 (1) 松本市営住宅条例 (2) 松本市再開発住宅条例 (3) 松本市特定公共賃貸住宅条例 (4) 松本市営特定目的住宅条例 4 施行 公布の日等

第41号	松本市手数料条例の一部を改正する条例	1 建築基準法施行令の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 既存不適格建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の遡及適用の除外に係る認定の申請に対する審査手数料の追加 1件 28,000円 (2) 既存不適格建築物の道路内の建築制限の遡及適用の除外に係る認定の申請に対する審査手数料の追加 1件 28,000円 3 施行 6.4.1
第42号	松本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1 地方自治法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 引用条項の整理 3 施行 6.4.1
第43号 } 第58号	令和5年度補正予算	令和5年度一般会計補正予算 令和5年度特別会計補正予算(11会計) 令和5年度公営企業会計補正予算(4会計)
第59号 } 第74号	令和6年度予算	令和6年度一般会計予算 令和6年度特別会計予算(9会計) 令和6年度公営企業会計予算(6会計)
第75号	工事請負契約の締結について(令和5年度松本市波田扇子田運動公園移設整備事業公園整備工事)	1 波田扇子田運動公園の移設整備工事を行うもの 2 工事概要 敷地造成、園路及び駐車場整備、遊具及びスポーツ施設設置等 3 請負金額 5億6,520万2,000円 4 請負人 (株)フカサワイール 5 竣工期限 7.10.31
第76号	工事請負契約の締結について(国宝旧開智学校校舎耐震補強主体工事)の議決更正について	1 令和3年6月定例会で議決された工事請負契約の締結について(国宝旧開智学校校舎耐震補強主体工事)の一部を変更するもの 2 変更内容 請負金額 3億1,900万円 → 3億7,411万円 (差引 5,511万円の増)

第77号	市有財産の処分について (波田扇子田運動公園用地)	1 波田扇子田運動公園用地を処分するもの 2 処分面積 14,304.53㎡ 3 処分金額 1億8,148万187円 4 相手方 長野国道事務所
第78号	市有財産の譲渡について (梓川地場産品直売センター)	1 梓川地場産品直売センターを無償譲渡するもの 2 譲渡する財産 (1) 売場 木造平家建 延 62.10㎡ (2) 倉庫 鉄骨造平家建 延 48.45㎡ (3) 便所 木造平家建 延 26.11㎡ 3 相手方 上嶋 哲彌
第79号	市有財産の譲渡について (農機具倉庫)	1 農機具倉庫を無償譲渡するもの 2 譲渡する財産 木造平家建 延 75.00㎡ 3 相手方 黒川渡町会
第80号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 1路線 3 認定延長 22.81m
第81号	訴えの提起について	1 市営住宅明渡請求等の訴えの提起をするもの 2 訴えの内容 (1) 市営住宅の明渡請求 (2) 滞納家賃等の支払請求
第82号	公の施設の指定管理者の指定について(松本城大手門駐車場)の変更について	1 令和4年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定について(松本城大手門駐車場)の一部を変更するもの 2 変更内容 指定期間 5.4.1~9.3.31 → 5.4.1~6.3.31
第83号	公の施設の指定管理者の指定について(美須々屋内運動場 外7施設)の変更について	1 令和元年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定について(美須々屋内運動場 外7施設)の一部を変更するもの 2 変更内容 指定期間 2.4.1~7.3.31 → 2.4.1~6.3.31

第84号	公の施設の指定管理者の指定について（サッカー場 外2施設）の変更について	<p>1 令和元年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定について（サッカー場 外2施設）の一部を変更するもの</p> <p>2 変更内容 指定期間 2. 4. 1～7. 3. 31 → 2. 4. 1～6. 3. 31</p>
第85号	公の施設の指定管理者の指定について（アルプス公園 外2施設）の変更について	<p>1 令和4年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定について（アルプス公園 外2施設）の一部を変更するもの</p> <p>2 変更内容 指定期間 5. 4. 1～10. 3. 31 → 5. 4. 1～6. 3. 31</p>
第86号	公の施設の指定管理者の指定について（元町児童館 外2施設）	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定する施設 (1) 元町児童館 (2) 南郷児童館 (3) 岡田児童センター</p> <p>3 指定管理者に指定するもの 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団</p> <p>4 指定期間 6. 4. 1～11. 3. 31</p>
第87号	公の施設の指定管理者の指定について（松本城大手門駐車場）	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定する施設 松本城大手門駐車場</p> <p>3 指定管理者に指定するもの ㈱TOYBOX</p> <p>4 指定期間 6. 4. 1～9. 3. 31</p>
第88号	公の施設の指定管理者の指定について（美須々屋内運動場 外7施設）	<p>1 公の施設の指定管理者を指定するもの</p> <p>2 指定する施設 (1) 美須々屋内運動場 (2) 南部屋内運動場 (3) 沢村庭球場 (4) 開智公園運動場 (5) 新村庭球場 (6) 浅間温泉庭球公園 (7) 松本臨空工業団地庭球場 (8) 波田扇子田運動公園</p> <p>3 指定管理者に指定するもの ㈱TOYBOX</p> <p>4 指定期間 6. 4. 1～7. 3. 31</p>

第89号	公の施設の指定管理者の指定について（サッカー場 外2施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) サッカー場 (2) あがた運動公園 (3) 馬術競技場 3 指定管理者に指定するもの (株)TOYBOX 4 指定期間 6. 4. 1～7. 3. 31
第90号	公の施設の指定管理者の指定について（アルプス公園 外2施設）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 (1) アルプス公園 (2) アルプスドリームコースター (3) 山と自然博物館 3 指定管理者に指定するもの (株)TOYBOX 4 指定期間 6. 4. 1～10. 3. 31
第91号	包括外部監査契約の締結について	1 包括外部監査を委託するもの 2 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 3 契約金額 1,195万1,500円を限度とする額 4 相手方 富田 哲也（公認会計士） 5 契約期間 6. 4. 1～7. 3. 31
報告 第1号 報告 第5号	令和5年度補正予算 （専決報告）	令和5年度一般会計補正予算 令和5年度特別会計補正予算（2会計） 令和5年度公営企業会計補正予算（2会計）
報告 第6号	工事請負契約の締結について（松本市立菅野小学校長寿命化改良事業第2期主体工事） （専決報告）	1 菅野小学校長寿命化改良事業の主体工事に係る工事請負契約の締結について専決処分したもの 2 工事概要 東教室棟、南教室棟及び低学年棟の屋根、外壁、床等の改修等 3 請負金額 5億160万円 4 請負人 (株)フジ・システムズ 5 竣工期限 7. 1. 24

## 2 報告

- (1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 2件
  - ア 自動車事故にかかわるもの 2件